

群馬大学大学院医学系研究科人事委員会規程

平成 28.3.15 制定

改正 平成 28.4.19 平成 28.6.21

(設置)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科に、医学系研究科及び医学部附属病院における教員の人事に関し検討するため、群馬大学大学院医学系研究科人事委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 人事に関する基本方針に関すること。
- (2) 准教授及び講師の選考に関すること。
- (3) 定員削減に関すること。
- (4) 教員定数の再配分申請に関すること。
- (5) 教員の選考基準に関すること。
- (6) その他人事に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学系研究科長
- (2) 医学部附属病院長
- (3) 副医学系研究科長
- (4) 医学部附属病院副病院長
- (5) その他医学系研究科長が指名する者 若干人

2 前条第2号の審議にあつては、学外者を、その都度、委員に加える。

3 前条第2号の審議にあつては、群馬大学大学院医学系研究科教員選考規程第14条に定める申請者の意見を聴くことができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、医学系研究科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副医学系研究科長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、原則として、過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会に、具体的な事項を検討させるため、ワーキンググループを置くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、医学系研究科教授会の議を経て、医学系研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 21 日から施行する。